

平成28年第1回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成28年1月25日(月)午後3時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

1番 椎名 幸雄	2番 中村 良男
3番 須藤 喜一郎	4番 三須 清一
5番 齋藤 隆	6番 染谷 智一郎
7番 新堀 政夫	8番 渡辺 陽一郎
9番 森 正昭	10番 阿曾 敏夫
11番 齊藤 剛広	12番 大野木 奥治
13番 小池 良雄	14番 早川 真
	16番 高田 勝禧
17番 渡邊 光雄	18番 川村 泉治
19番 増田 勝己	

4. 欠席委員

15番 江原 俊光

5. 出席事務局職員

局長	海老原 美宣
次長	木村 孝夫
次長補佐	落合 敦
農地係長	富塚 隆則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 我孫子市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の改正
（案）について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 ただ今から平成 28 年第 1 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 18 名の出席です。会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。

9 番 森正昭委員

10 番 阿曾敏夫委員

よろしくお願ひします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 4 号まで、合計 4 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 2 件です。

議案第 2 号は「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画(案)の決定について」です。申請件数は賃借権の新規設定の 5 件です。

議案第 4 号は「我孫子市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の改正(案)について」です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の整理番号 1 を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 28 年 1 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

それでは整理番号 1 について説明いたします。議案資料は 1 ページからとなります。

申請地は〇〇地先の田一筆、面積は 988m²、所有権を移転するものです。JR 成田線 〇〇駅の西側 1 km ほどの農振農用地区域内に位置しています。譲受人は〇〇の農業者で、

米作の経営拡大のため買い受けるものです。

事務局からは以上です。

議長 続いて、須藤第3調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 では議案第1号整理番号1について調査結果を報告します。譲受人の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の経営耕地面積は借受地を含め約4.7ヘクタール、農作業従事日数は本人及び父が年間300日、妻も100日従事しています。トラクターや田植機などの農機具や農業施設などを一通りそろえています。

なお、売買代金は総額〇〇万円とのことです。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、第3調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号1について採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第1号整理番号1は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、整理番号2について審議します。

事務局、説明してください。

事務局 議案書は同じく1ページ、議案資料は7ページからとなります。こちらも所有権の移転です。

申請地は〇〇〇地先の畑一筆、面積は4,133m²です。JR〇〇〇駅の北1.5kmほどに位置しています。位置図は資料11ページで、こちらも農振農用地区域内にあります。

譲受人は新木の(株)めりんだで、経営拡大のため買い受けするものです。

事務局からは以上です。

議長 続いて、須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 整理番号2について調査結果を報告します。譲受人及び譲渡人の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人である（株）めりんだの経営耕地面積は畑約 1.44 ヘクタールで、すべて借入地です。

農作業従事日数は従業員3名が年間320日で、残り一人が260日です。トラクター2台など、畑用の農業機械等を一通りそろえています。

また、法人が農地を所有する際に必要な農業生産法人としての法人形態要件、事業要件、構成員要件等については、定款、法人税申告書等の書類により要件を満たしていることを確認しております。

農地取得後は香菜、ルッコラ等の栽培を計画しています。

なお、売買価格は10アール当たり〇〇万円です。

譲受人は経営耕地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件及び農業生産法人としての要件を満たしていることから、第3調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号2を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

議長 挙手多数と認め、議案第1号整理番号2は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成28年1月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

それではご説明いたします。議案資料は24ページからとなります。所有する農地に太

陽光発電施設を設置しようとするものです。

申請地は〇〇字〇〇地先の畑二筆、合計面積は 1,142m²です。申請地は J R 成田線〇〇駅の北西約 700m、〇〇小学校の東側に位置しています。

申請人は農業を続けることが困難になった中、申請地が日当たりよく、電柱が近くにある、送電条件が良いことから、転用して太陽光発電施設を計画いたしました。

なお、東京電力への売電価格は 1 kwh 当たり税別〇〇円で、20 年の固定買い取り契約となっています。

また、埋蔵文化財の包蔵地に関し、届出を行っています。

その他法令については特にありません。

事務局からは以上です。

議長 続いて、須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 議案第 2 号について調査結果を報告します。高齢の申請者に代わり、代理人の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地の農地区分については、公共投資がなされていない小集団の農地であることから第 2 種農地と判断しました。

発電パネルは 240 枚。パネルの高さは約 1.7m に抑え、日照や通風など、周囲に影響を与えないよう配慮したとのことでした。

また、施設内にはウッドチップを敷き詰め、雨水は施設内自然浸透とし、また、周囲はネットフェンスで囲む計画です。

以上、隣接農地の所有者にも説明が済んでいるとのことでした。

施設建設費は〇、〇〇〇万円で、全額金融機関から融資を受ける予定です。これについては融資通知書の写しが提出されています。

以上の内容を基に審議したところ、第 3 調査会では農地法第 4 条の立地基準や目的実現の確実性、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致で許可相当と判断しました。

以上です。

議長 これより議案第 2 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

高田委員。

高田勝禱委員 ちょっとお聞きしますけど、この土地は以前、新規就農者が借りていた

んですよね。すると、その賃借期間というのは終了したんですか。

議長 今の質問に対してどなたかな。

高田勝禧委員 若い新規就農の若いお兄ちゃんが借りていたんだ。

議長 事務局。

事務局 その新規就農者の方から返却されたそうで、それではということで太陽光をやるようになったというふうに聞いております。まだ借りている農地は残っているんですけども、基本的にどうも本人は我孫子のほうは将来的には撤退して〇〇のほうでやりたいというような話です。その一環の中でこの土地は既に返されて、〇〇さんが太陽光をやると聞いております。

議長 そのほかありますか。

渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 これは以前申し上げたとおりなんですけども、転用目的と転用事由が同じというのはおかしいので書き直してくれというように以前資料で同じことを書かれたときに言ったと思うんです。けども、またやってきたということで。この申請者とかは別に問題ではないんですけども、こういう資料の作り方をされては困ります。転用目的も転用事由も太陽光発電施設。施設を何するの。作るの、作らないの。こういうわけの分からない説明ではいけないので、きちんと説明になっているような資料を出してください。

議長 事務局。

事務局 太陽光発電施設の設置のほうが記述的にはよいと思いますけれども、今回これで私どもは理解してこういうふうなかたちで書いた次第でございます。

議長 渡辺委員、いいですか。

渡辺陽一郎委員 はい、結構です。

議長 そのほか質問ありますか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号について採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり許可することにいたしました。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を審議します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書は3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成28年1月25日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

整理番号1から5まですべて新規の賃借権の設定です。なお、整理番号1から4まで借受人が〇〇市の農業者です。同一人であることから一括でご説明いたします。

議案資料は34ページからとなります。

整理番号1、賃借権設定農地は〇〇〇地先の田一筆、面積919m²及び〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積906m²で、借受期間6年、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇0kgです。

次に、整理番号2の賃借権設定農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田二筆、合計面積4,038m²及び〇〇字〇〇〇地先の登記地目・畑、現況地目・田の一筆、面積4,000m²で、いずれも借受期間6年、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇0kgです。

続いて、整理番号3の賃借権設定農地は〇〇字〇〇〇地先の田一筆3,430m²及び〇〇字〇〇〇地先の田一筆、面積1,896m²で、いずれも借受期間は6年、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇0kgです。

続いて、整理番号4の賃借権再設定農地は〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆1,212m²及び〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積353m²で、こちらも借受期間が6年、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇0kgです。

最後に、整理番号5となります。借受人は〇〇の農業者夫妻で、賃借権設定農地は〇〇字〇〇〇地先の畑二筆、合計面積528m²で、借受期間は平成31年6月末まで、借賃は10アール当たり〇万円です。

事務局からは以上です。

議長 続いて、須藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

須藤喜一郎調査会長 では説明します。整理番号1から4までの借受者の経営面積は、借受地を含め20.36ヘクタール、農業従事日数は本人及び子が年間330日です。トラクター4台を初め、農業機械を保有しています。住所は〇〇市ですが、千葉県に飛び地となっている古利根沼の近くです。

続いて、整理番号5の借受地の経営面積はすべて畑の6,152m²です。農業従事日数は夫婦とも年間300日です。農業機械を保有しています。

以上の内容を基に審査したところ、第3調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用、常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから整理番号1から5までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺陽一郎委員。

渡辺陽一郎委員 整理番号5の権利設定を受ける期間なんですけども、3年5カ月になっています。何か理由があるんでしたらお聞かせ願いたい。

議長 事務局。

事務局 ご説明いたします。実はこちらの契約につきましては当初、平成25年の7月にこの二筆とあともう一筆の3筆について基盤強化の権利設定をしておりました。この二筆以外のもう一筆がちょっと荒地になっておりまして、この荒地をやっていただくということを条件に無償でその時は契約を結んだんです。ところが、借受人の都合によりましてどうしてもその荒地を耕作できないということになりました。それであるならばこの貸付人・借受人両者の協議の下いったんこの契約を解除して、新たにその荒地になっている一筆を抜いた二筆で契約し直しましょうという話になったということです。そこで後ほど報告に出てくるんですが、議案書の11ページ、こちらで全く同じものが28年の1月31日をもっていったん解約されています。そして新たに契約し直しています。要するに、借入金を変更して契約し直したということになります。ただ、期間につきましては当初平成25年の7月1日から平成31年の6月30日までの6年ということで設定しましたので、平成25年当初の契約期間と同様に、終期を平成31年6月30日にしたので3年5カ月という契約期間になったと聞いております。

以上でございます。

議長 いいですか。

渡辺陽一郎委員 先ほど最初の約束どおりの期間で終了と伺って。ただ、新規設定なのに6月までにすると、これから畑で作物が取れるんじゃないかなという時期に終わることになってしまうのでどうなのかなと思って伺いました。両方ともが納得しているわけですね。

事務局 そうです。

渡辺陽一郎委員 はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

高田さん、何かありますか。

議長 ないですか。

高田勝禧委員 ありません。すみません。

議長 意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」の整理番号1から5まで一括して採決したいと思います。原案どおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1から5は原案どおり決定することにいたしました。

須藤調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

続いて、議案第4号「我孫子市農地利用最適化推進委員の委嘱に係る規程の改正(案)について」を審議します。

事務局、説明してください。

事務局 議案書は6ページをお開きください。

議案第4号「我孫子市農地利用最適化推進委員の委嘱に係る規程の改正(案)につい

て」。我孫子市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の改正（案）についてこの会の意見を求めます。提出日平成 28 年 1 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

それでは、本日お手元に配布しました議案資料を基にご説明いたします。

この対照表右側のこの太字の下線付きの部分が改正前で、これが削除となります。そして左側の改正後の趣旨のほうの太字、下線付き、またそれが 2 カ所。そして附則のほうの太字、下線付き。こちらのほうが新たに改正後の案ということでお示ししてあります。

今回改正するのは第 1 条の（趣旨）の部分で、上位法の根拠をより丁寧に記載したものでございます。また、附則については変わらず 1 月 8 日からの適用を明示するものです。なお、現行行われている推進委員の公募には何ら影響はございません。

事務局からは以上です。

議長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

（なし）

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 4 号「我孫子市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の改正（案）について」を採決したいと思えます。原案どおり改正することに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第 4 号は原案どおり改正することにいたしました。

それでは事務局、新しい規程を配ってください（様式 1～3 号含む）。

（係長、用意した規程・様式を配る）

議長 以上で、審議案件についてはすべて終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第 1 号から第 3 号までの 3 件です。議案書は 7 ページからとなります。

報告第 1 号は「農地法第 4 条の規定による転用届出に対する専決処分について」です。合計 6 件受理しました。転用目的・事由はいずれも宅地です。

続いて、報告第 2 号は「農地法第 5 条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計 5 件受理しました。転用目的・事由はいずれも宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、

事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

次に、報告第3号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、合計2件受理しました。いずれも農業経営基盤強化促進法による賃借権設定の解約です。

なお、整理番号2は先ほど終わりました議案第1号整理番号3で審議した案件に関連するものです。

報告は以上です。

議長 報告第1号から第3号まで、何かご意見がありましたら挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして我孫子市農業委員会平成28年第1回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人